

鹿沼市前日光ハイランドロッジ条例施行規則（平成17年12月13日規則第52号）

最終改正:

改正内容:平成17年12月13日規則第52号〔平成18年1月1日〕

○鹿沼市前日光ハイランドロッジ条例施行規則

平成17年12月13日規則第52号

鹿沼市前日光ハイランドロッジ条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、鹿沼市前日光ハイランドロッジ条例（平成17年鹿沼市条例第67号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用期間）

第2条 鹿沼市前日光ハイランドロッジ（以下「ロッジ」という。）の利用期間は、毎年4月1日から11月30日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、気象条件その他の理由により利用期間を延長し、又は短縮することができる。

（利用許可の申請）

第3条 条例第3条第1項の規定により許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿沼市前日光ハイランドロッジ利用（減免）申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書の提出は、ロッジを利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月の前3月から利用予定日の前5日までの期間とする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

3 市長は、ロッジの利用を許可したときは、鹿沼市前日光ハイランドロッジ利用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

（利用申請の取下げ）

第4条 条例第3条第1項の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）がロッジの利用を取りやめようとするときは、利用日の前5日までに利用許可書を市長に返却し、その旨を鹿沼市前日光ハイランドロッジ利用許可申請取下げ書（様式第3号）により届け出なければならない。

（利用者の遵守事項）

第5条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）利用許可を受けた以外の施設を利用しないこと。
- （2）許可なくしてロッジ内において寄附金の募集、物品及び飲食物の販売を行わないこと。
- （3）他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある動物を連行したり、物品類を携帯しないこと。
- （4）施設内及び周辺の動物に危害を加え、又は植物に損傷を与え、若しくは採取しないこと。
- （5）秩序及び風紀を乱し、又は建造物、備品等を損傷しないこと。
- （6）火気及び環境衛生に十分注意すること。
- （7）その他係員の指示に従うこと。

（専用許可等の申請）

第6条 条例第10条第1項の規定により許可を受けようとする者は、鹿沼市前日光ハイランドロッジ専用許可申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、鹿沼市前日光ハイランドロッジ専用許可書（様式第5号）を当該申請者に交付するものとする。

（使用料の減免）

第7条 条例第11条の規定による使用料の減免の基準は、次のとおりとする。

（1）市内の小中学校及び教育関係団体が地域の教育活動として利用するときは、次のとおりとする。

ア 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）の前日に宿泊するときの使用料は、その30パーセントを減免する。

イ 日曜日及び休日の前日以外に宿泊するときの使用料は、その50パーセントを減免する。

（2）15人以上の団体が日曜日及び休日の前日以外に宿泊するときの使用料は、その20パーセントを減免する。この場合において、その人数は、小学生以上の者をもって数えるものとする。

（3）その他市長が特別に認めた者が宿泊するときの使用料は、その50パーセントを減免する。

（4）市が主催する行事等で施設を利用するときの使用料は、その全部を免除する。

2 条例第11条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、鹿沼市前日光ハイランドロッジ利用（減免）申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項に規定する基準に基づき、前項の規定による申請を承認したときは、鹿沼市前日光ハイランドロッジ使用料減免決定通知書（様式第6号）を当該申請者に交付するものとする。

4 条例第11条の規定による専用使用料の減免の承認の基準及び申請手続については、市長が別に定める。

（使用料の還付）

第8条 条例第12条ただし書の規定により使用料を還付するときの基準は、次のとおりとする。

（1）条例第12条第1号に該当するときは、既に納付した使用料の全額

（2）条例第12条第2号又は第3号に該当するときは、既に納付した使用料の2分の1

2 条例第12条第2号の規則で定める期間内とは、利用許可の申請をした日から起算して利用日の前5日までの期間内とする。

- 3 条例第12条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、利用日の前5日までに鹿沼市前日光ハイランドロッジ使用料還付申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、鹿沼市前日光ハイランドロッジ使用料還付決定通知書(様式第8号)を当該申請者に交付するものとする。
- 5 条例第12条ただし書の規定による専用使用料の還付の承認の基準及び申請手続については、市長が別に定める。
(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

鹿沼市前日光ハイランドロッジ利用(減免)申請書

年 月 日

鹿沼市長 様

団 体 名
申請者住所
氏 名 印
電 話 ()

鹿沼市前日光ハイランドロッジの利用(減免)の承認を受けたいので、申請します。

利 用 区 分	1 宿泊 2 日帰り			
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
利用する宿泊施設(客室)の区分	ベッド仕様個室	1号室・2号室・3号室・4号室		
	和 室	5号室・6号室		
使用料減免の申請理由及び該当条項	条例施行規則第7条第1項第 号(ア・イ)による			
減 免 の 範 囲	20パーセント・30パーセント・50パーセント・全部			
項 目	大人、中学生以上	小 学 生	就 学 前	合 計
利用者の人数	総数 人 〔男 人 女 人	総数 人 〔男 人 女 人	総数 人 〔男 人 女 人	総数 人 〔男 人 女 人
規定の使用料	円	円	円	円
減免する金額	円	円		円
納 付 額	円	円	円	円
備考				

備考 団体で宿泊する場合は、宿泊者全員の名簿を添付してください。

鹿沼市前日光ハイランドロッジ利用許可書

第 号
年 月 日

様

鹿沼市長 

年 月 日付けで申請のあった鹿沼市前日光ハイランドロッジの利用については、次のとおり許可します。

利 用 日	自 年 月 日 至 年 月 日	泊 日
利 用 区 分	宿 泊 、 休 憩	
利 用 時 間	時から 時まで	
利 用 人 数	総数 人(男 人、女 人)	
あ な た の お 部 屋 は	ベ ッ ド 仕 様 個 室	1号室、2号室、3号室、4号室の予定です。
	和 室	5号室、6号室の予定です。
1 宿泊のチェックインは午後4時から、チェックアウトは翌日午前9時までとなります。 2 宿泊時間中の入浴料は、宿泊料金に含まれておりますが、それ以外の時間帯の入浴につきましては所定の料金が必要となります。 3 宿泊室 (1) 1号室から3号室までは、2段ベッド仕様の4人部屋 (2) 4号室は、2段ベッド仕様の6人部屋 (3) 5号室及び6号室は、和室の8人部屋 4 宿泊室は、当日変更になる場合がありますので、御了承ください。 5 施設ご利用の際は、条例、規則及び係員の指示等を遵守してください。 6 御宿泊の際は、この許可書をフロントへ御提示ください。		

鹿沼市前日光ハイランドロッジ利用許可申請取下げ書

年 月 日

鹿沼市長 様

団 体 名
申請者住所
氏 名 印
電 話 ()

年 月 日付け第 号で許可を受けた鹿沼市前日光ハイランドロッジの利用の申請について、次の理由により取り下げたいので、鹿沼市前日光ハイランドロッジ条例施行規則第4条の規定により届け出ます。

利 用 区 分	1 宿泊 2 日帰り		
許可を受けた 利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
許可を受けた 施 設	ベッド仕様個室	1号室・2号室・3号室・4号室	
	和 室	5号室・6号室	
取下げの理由			
既に納付した 使 用 料			
還付を受ける 方 法	☐ 現 金	口座振替先 銀行 支店	
	☐ 口座振替	預金種類 普通 当座 口座番号 口座名義	

鹿沼市前日光ハイランドロッジ専用許可申請書

年 月 日

鹿沼市長 様

申請者 住 所
(所在地)
氏 名
(代表者氏名)
電話番号

鹿沼市前日光ハイランドロッジを専用して利用したいので、鹿沼市前日光ハイランド
ロッジ条例施行規則第6条第1項の規定により申請します。

専用する施設 の 名 称	
専用する施設 の 面 積	平方メートル
専 用 目 的 及 び 内 容	
専 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで(か月間)

鹿沼市前日光ハイランドロッジ専用許可書

許可番号
年 月 日

様

鹿沼市長 

年 月 日付けで申請のあった鹿沼市前日光ハイランドロッジの専用については、次のとおり許可します。

許可する施設の名称	
許可する施設の面積	平方メートル
許可の条件	
許可期間	年 月 日から 年 月 日まで(か月間)

鹿沼市前日光ハイランドロッジ使用料減免決定通知書

年 月 日

様

鹿沼市長 印

年 月 日付けで申請のあった使用料の減免については、次のとおり決定します。

利 用 区 分	1 宿泊 2 日帰り		
許可を受けた 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
許可を受けた 施 設	ベッド仕様個室	1号室・2号室・3号室・4号室	
	和 室	5号室・6号室	
使用料減免の 申請理由及び 該 当 条 項	条例施行規則第7条第1項第 号(ア・イ)による		
減 免 の 範 囲	20パーセント・30パーセント・50パーセント・全部		
減 免 額	規定の使用料	減免する金額	決定使用料の額(納付額)
	円		
備考			

鹿沼市前日光ハイランドロッジ使用料還付申請書

年 月 日

鹿沼市長 様

団 体 名
申請者住所
氏 名 印
電 話 ()

年 月 日付け第 号で許可を受けた鹿沼市前日光ハイランドロッジの利用について、次の理由により利用できなくなったので鹿沼市前日光ハイランドロッジ条例施行規則第7条第3項の規定により使用料の還付を申請します。

利 用 区 分	1 宿泊 2 日帰り		
許可を受けた期間	年 月 日～ 年 月 日		
許可を受けた施設	ベッド仕様個室	1号室・2号室・3号室・4号室	
	和 室	5号室・6号室	
還付を受けようとする理由			
還 付 申 請 額	円		
還付を受ける方法	☐ 現 金	口座振替先 銀行 支店	
	☐ 口座振替	預金種類 普通 当座 口座番号 口座名義	
備考			

鹿沼市前日光ハイランドロッジ使用料還付決定通知書

年 月 日

様

鹿沼市長 印

年 月 日付けで申請のあった使用料の還付については、次のとおり決定します。

利 用 区 分	1 宿泊 2 日帰り	
許可を受けた期間	年 月 日～ 年 月 日	
許可をした施設	ベッド仕様個室	1号室・2号室・3号室・4号室
	和 室	5号室・6号室
還 付 の 理 由		
還 付 額	円	
備考		